



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年7月26日金曜日 第1376号

◇ 目 次 ◇

医療機関の指定.....	875
指定医療機関の廃止の届出.....	875
医師の指定.....	875
指定医師の所在地の変更.....	876
指定医師の辞退の届出.....	876
大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等.....	877
土地改良事業の計画変更の認可.....	877
解除予定保安林にする旨の通知（2件）.....	877
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	877
開発行為に関する工事の完了.....	878
愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更.....	878

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告..... 878

告 示

○愛媛県告示第1351号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成14年7月26日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年月日
高岡歯科医院	高岡元文	八幡浜市1526番地の5	平成 14.5.9

久保皮膚科クリニック	医療法人久保皮膚科クリニック	今治市馬越町三丁目3番38号	平成 14.6.1
皮フ科・形成外科はらだクリニック	原田伸	新居浜市上原三丁目27-48-1	平成 14.7.1
鈴木病院	医療法人やすらぎ会	今治市別宮町二丁目1番地5	平成 14.6.1
ながやす外科・整形外科クリニック	永易大典	新居浜市宮西町1-15	平成 14.6.1

○愛媛県告示第1352号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成14年7月26日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃 止 年月日
長山歯科医院	長山雅治	宇和島市御幸町二丁目4番1号	平成 14.6.1
久保皮膚科クリニック	久保映子	今治市馬越町三丁目3番38号	平成 14.6.1
鈴木病院	医療法人やすらぎ会	今治市南大門町二丁目2番地2	平成 14.6.1
佐々木医院	佐々木豊彦	西宇和郡瀬戸町三机乙2706番地第1	平成 14.6.1
ながやす外科・整形外科クリニック	永易三佳	新居浜市宮西町1-15	平成 14.6.1

○愛媛県告示第1353号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成14年7月26日

愛媛県知事 加戸守行

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内 科	公立周桑病院	矢野春海	東予市壬生川131番地	平成 14年7月1日
肢体不自由・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	町立吉田総合病院	豊崎浩一郎	北宇和郡吉田町大字北小路甲217番地	〃
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内 科	西条中央病院	入田純	西条市朔日市804番地	〃
〃	〃	愛媛労災病院	鈴木義之	新居浜市南小松原町13番27	〃
〃	〃	医療法人弘仁会 共立病院	緒方祐子	東予市三津屋南9番10	〃
呼吸器機能障害	〃	医療法人ピッパラ 渡辺医院	森公介	新居浜市高田一丁目1番3号	〃
ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	医療法人広仁会 広瀬病院	清水和久	八幡浜市1280番地9	〃

心 臓 機 能 障 害	循 環 器 科	喜多医師会立内山病院	越 智 直 登	喜多郡内子町城廻275 - 1	"
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	財団法人積善会附属十全総合病院	井 出 雄 久	新居浜市北新町1番5号	"

○愛媛県告示第1354号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成14年7月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医 師 氏 名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
山 本 浩 三	市立八幡浜総合病院	八幡浜市大平1番耕地638	山 本 医 院	八幡浜市白浜1579 - 47	平成14年3月21日
稲 見 康 司	清 和 病 院	北条市柳原739	愛 媛 労 災 病 院	新居浜市南小松原町13番27号	平成14年6月1日
森 公 介	公 立 周 桑 病 院	東予市壬生川131番地	医療法人ピッパラ渡辺医院	新居浜市高田一丁目1番3号	平成14年6月8日
持 田 賢 治	"	"	西 条 中 央 病 院	西条市朔日市804番地	平成14年6月1日
黒 河 達 雄	社会福祉法人恩賜財団済生会今治病院	今治市喜田村七丁目1番6号	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	西条市朔日市字榎ヶ坪269 - 1	平成14年7月1日
吉 井 豊 史	西 条 中 央 病 院	西条市朔日市804番地	公 立 周 桑 病 院	東予市壬生川131番地	平成14年6月3日
盛 實 勲	町立吉田総合病院	北宇和郡吉田町北小路甲217番地	愛媛大学医学部附属病院	温泉郡重信町大字志津川	平成14年7月1日
荒 井 政 森	愛媛県立南宇和病院	南宇和郡城辺町甲2433 - 1	市 立 宇 和 島 病 院	宇和島市御殿町1番1号	平成13年9月1日

○愛媛県告示第1355号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第1条の2第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成14年7月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届出年月日
肢 体 不 自 由	脳神経外科	愛媛労災病院	野 中 裕 康	新居浜市南小松原町13番27号	平成14年5月2日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸機能障害	内 科	医療法人北辰会まなべ病院	棟 田 敬 一 郎	西条市北見丙477番地	平成14年5月21日
肢 体 不 自 由	リハビリテーション科	愛媛労災病院	松 田 康 父 美	新居浜市南小松原町13番27号	平成14年6月13日
"	"	"	渡 邊 哲 郎	"	"
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内 科	"	佐 藤 寛 晃	"	"
"	"	"	加 藤 浩 明	"	平成14年7月8日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	"	杉 谷 大 造	"	"
"	"	愛媛県立伊予三島病院	井 上 智 人	伊予三島市中之庄町1684番地の2	平成14年6月30日
"	放 射 線 科	"	外 山 貴 士	"	"
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外 科	"	光 永 修 一	"	平成14年5月31日

○愛媛県告示第1356号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成14年 7月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
フジグラン松山	松山市宮西一丁目2番1号外	大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後9時	午後10時	平成14年7月27日	平成14年7月9日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分から午後9時30分まで	午前9時30分から午後10時30分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部商工流通課

○愛媛県告示第1357号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、新居浜市岸之下土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を平成14年7月16日認可した。

平成14年 7月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

平成14年 7月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所
東宇和郡城川町大字窪野5155の2、5164の3、5164の4
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1358号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年 7月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所
上浮穴郡美川村東川6988の3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1360号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成14年 7月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間
平成14年 7月26日から 8月 8日まで

○愛媛県告示第1359号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

○愛媛県告示第1361号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成14年 7月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
西局丹土（開）第10号 平成14年 7月 5日	周桑郡丹原町大字池田534番 5	周桑郡丹原町大字高知甲383番地 9 山 本 康 正
西局丹土（開）第11号 平成14年 7月 5日	周桑郡丹原町大字高松甲1157番地 2	東予市高田916番地34 真 鍋 靖 彦
松局伊土検（開）第18号 平成14年 7月10日	伊予郡松前町大字神崎字九反地967番13	伊予郡松前町大字出作177番地 弓 達 美 沙子

○愛媛県告示第1362号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第 5 条第 6 項の規定により告示する。

平成14年 7月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定 番号	売 り さ ば き 人		変 更 事 項		変更許可 年月日
	住 所	氏名又は名称	新	旧	
松第 26号 1	松山市千舟町 8 丁目128番地	えひめ中央農業協同組合	売りさばき所 北条市北条734番地 2 えひめ中央農業協同組合北条中央 支所	売りさばき所 北条市辻410番地 えひめ中央農業協同組合北条中央 支所	平成14年 7月 1日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年 7月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成14年 7月26日	特定非営利活動法人臯月	青 野 勇	今治市松本町四丁目 6 番地 4	この法人は、高齢者に対して、介護サービスに関する事業を行うとともに、痴呆症・介護に関する情報を提供し、文化活動・介護教育活動等を通じて地域社会と交流を図る事で、互いに助け合い、個人が尊厳を持ちつつ心豊かにすごせる社会の醸成に寄与することを目的とする。